

「北九州市学校給食審議会」に対する
学校給食費の改定諮問について

令和元年6月27日の教育委員会会議において、市の付属機関である「北九州市学校給食審議会」に対し学校給食費の改定を諮問することが議決されました。

今後、7月31日開催予定の「北九州市学校給食審議会」において諮問を行い、複数回の審議の後、11月に答申をいただく予定です。

1 今後のスケジュール（案）

区 分	内 容	
北九州市 学校給食 審議会	第1回（7月31日）	給食費改定の諮問、現状説明
	第2回（8月）	給食費改定（案）の提示
	第3回（10月）	答申案に関する協議
	第4回（11月）	答申

注） 審議会の開催時期及び内容は現段階の予定

- 答申の後、教育委員会会議で審議を行うこととしております。

2 その他

- 「北九州市学校給食審議会」の審議は、すべて公開で行う予定です。
- 会議内容の情報提供として、教育委員会のホームページに会議録を掲載します。

学校給食費（保護者負担）の改定について

1 給食費（月額：小 3,900 円、中 4,900 円、特支（中・高） 4,600 円）の現況

以下の理由により、現行の給食費では、多様な食材によるバラエティ豊かな魅力ある献立の作成が困難になっている。

- (1) 食材価格の上昇（同一献立で平成 26 年度 → 30 年度の小学校副食材料費は 15%増）
- (2) 平成 26 年の消費増税の際に 3%増加の転嫁をしていないこと
- (3) 栄養摂取基準増加（文科省基準の改定 小学校 640 → 650Kcal、中学校 820 → 830Kcal）
- (4) 給食日数の増加（夏休みの短縮により、令和元年度は 2 日間給食日数が増加する）

※ 特支（小）は、小学校月額と同額

2 学校給食費（月額）の平成以降の改定状況

平成 3 年度	小 3,100 円		特支（中・高） 3,700 円	【参考 消費税】 平成元年 3% 平成 9 年 5% 平成 26 年 8%
平成 12 年度	小 3,500 円		特支（中・高） 4,200 円	
平成 19 年度	↓	中 4,500 円	↓	
平成 26 年度	小 3,900 円	中 4,900 円	特支（中・高） 4,600 円	

3 給食費抑制のこれまでの取組み

(1) 献立内容等の工夫により一食単価を抑制

- ① 献立の変更（「サイコロステーキ」→「鶏肉のコロコロ揚げ」に変更）
- ② 食材の変更（カレーライスの「牛肉」→「豚肉」に変更）
- ③ デザート・果物の減少（小学校：平成 26 年度 45 回使用 → 30 年度 22 回使用に減少）

(2) 食材調達費の抑制

- ① 全校分の食材を一括調達することで（スケールメリットを活かして）抑制
- ② 入札により競争性を確保して抑制



現行の給食費では、献立の多様性や質、さらには児童生徒の成長に必要な栄養価を維持していくことが困難な状況となってきたため、給食費の改定について、学校給食審議会に諮問を行う

給食費の改定方法について（指針）

学校給食の実施においては、年間を通して常に均一な食事内容を維持することが基本であり、このための学校給食費の適切な見直し及びその改定方法については、次のように措置されたい。

1 協議方法は口頭により諮問し、審議会議題として審議する。

なお、学校給食費の見直しについては、改定後、概ね3年を目途に行うことが望ましい。ただし、特別の事情があればその都度これを行うものとする。

2 主食（米飯・パン）及び牛乳の価格については、県価格の改定の都度、その額にスライドして決定する必要がある。

3 副食費については、原則として前回改定年度に実施した副食に係る献立を直近の材料費（単価）に置き換えた場合の増加率を勘案し決定することが適当である。

4 改定時期については、原則として4月とする。

昭和50年5月 北九州市学校給食審議会にて答申

昭和51年4月、昭和55年5月、昭和58年6月、平成3年5月、平成11年11月、平成25年10月 一部改正

主要一般物資の価格推移

(単位：円/kg)

主たる副食材料		12年度	18年度	24年度	26年度	28年度	30年度	倍率 (H30/H26比)
穀類	小麦粉	93.9	128.0	145.0	136.6	134.8	140.0	1.02
調味料類	砂糖	93.0	149.0	183.0	173.2	169.7	157.5	0.91
	三温糖	136.0	154.0	188.0	177.5	174.1	164.1	0.92
	サラダ油	153.5	170.0	209.0	198.7	205.4	196.1	0.99
	油	146.9	206.0	336.0	331.1	297.6	300.0	0.91
	麦みそ	275.0	274.0	310.0	310.0	310.0	310.0	1.00
	コンソメスープのもと	552.0	460.0	540.0	514.0	514.0	514.0	1.00
	マヨネーズ	244.8	299.0	325.0	302.6	300.6	301.7	1.00
	トマトケチャップ	157.4	140.0	179.0	170.0	185.6	185.1	1.09
魚類(乾物)	かつお節	1245.0	1157.0	1800.0	1863.3	1856.6	1876.0	1.01
藻類	出し昆布	1361.0	1460.0	2211.0	2383.3	2536.6	2786.6	1.17
	干しひじき	1112.0	882.0	3764.0	3440.0	4416.6	5166.6	1.50
きのこ類	干し椎茸	1326.0	4133.0	4131.0	3610.0	5593.3	4846.6	1.34
レトルト類	たけのこ水煮	356.0	670.0	1150.0	1250.0	1450.0	1550.0	1.24
野菜類	切り干だいこん	556.2	900.0	1422.0	806.6	1960.0	1852.3	2.30
冷凍食品	(冷)ほうれんそう	169.0	395.0	378.0	323.6	485.0	390.0	1.21
	(冷)さといも	167.3	577.0	663.0	680.0	1200.0	1080.0	1.59
	(冷)チンゲンサイ	187.0	550.0	357.0	360.0	-	456.5	1.27
	(冷)えだまめ	218.0	770.0	632.0	620.0	695.0	720.0	1.16
	(冷)とうもろこし	240.0	309.0	340.0	377.5	415.5	470.0	1.25
	(冷)さば	458.3	513.3	670.0	845.0	683.3	731.7	0.87
	(冷)魚すり身(白身)	388.0	560.0	525.0	540.0	553.5	538.0	1.00
	(冷)いか(短冊)	609.1	560.0	860.0	774.0	1079.8	-	-
	(冷)えびL	462.0	678.0	687.0	822.8	1067.5	1093.3	1.33
肉類	牛肉スライス	1500.0	1800.0	1700.0	1867.0	2800.0	2800.0	1.50
	豚肉スライス	700.0	900.0	900.0	900.0	933.0	933.0	1.04
	鶏肉(厚切り)	700.0	700.0	700.0	800.0	700.0	800.0	1.00

平成30年度 政令市の給食費の状況について

○ 1食単価による昇順

(単位:円)

順位	市郡名	小学校	
		給食費(月額)	1食単価
1	名古屋市	3,800	226
2	北九州市	3,900	229
3	大阪市	4,077	230
3	堺市	4,140	230
5	福岡市	4,200	243
5	熊本市	4,352	243
7	さいたま市	4,100	244
8	仙台市	3,987	245
9	広島市	4,477	250
10	相模原市	4,300	260
10	神戸市	4,350	260
12	京都市	4,700	262
13	岡山市	4,481	265
13	札幌市	4,746	265
15	横浜市	4,600	266
16	川崎市	4,500	270
17	千葉市	4,641	273
18	静岡市	4,581	280
19	新潟市	4,947	285
20	浜松市	4,815	291
全市平均(本市を除く)		4,410	257

(単位:円)

順位	市郡名	中学校	
		給食費(月額)	1食単価
1	名古屋市	4,300	278
2	福岡市	5,000	289
3	仙台市	4,561	290
3	千葉市	4,904	290
5	北九州市	4,900	291
6	相模原市	4,900	295
6	熊本市	4,961	295
8	さいたま市	4,800	298
9	神戸市	4,700	300
9	大阪市	5,318	300
9	広島市	5,373	300
12	堺市	5,580	310
13	岡山市	5,101	317
13	札幌市	5,455	317
15	川崎市	4,700	320
16	静岡市	5,318	325
17	京都市	5,900	329
18	新潟市	5,912	348
19	浜松市	6,045	350
20	横浜市	完全給食未実施	
全市平均(本市を除く)		5,157	308

○ 給食費徴収額(月額)による昇順

(単位:円)

順位	市郡名	小学校	
		給食費(月額)	1食単価
1	名古屋市	3,800	226
2	北九州市	3,900	229
3	仙台市	3,987	245
4	大阪市	4,077	230
5	さいたま市	4,100	244
6	堺市	4,140	230
7	福岡市	4,200	243
8	相模原市	4,300	260
9	神戸市	4,350	260
10	熊本市	4,352	243
11	広島市	4,477	250
12	岡山市	4,481	265
13	川崎市	4,500	270
14	静岡市	4,581	280
15	横浜市	4,600	266
16	千葉市	4,641	273
17	京都市	4,700	262
18	札幌市	4,746	265
19	浜松市	4,815	291
20	新潟市	4,947	285
全市平均(本市を除く)		4,410	257

(単位:円)

順位	市郡名	中学校	
		給食費(月額)	1食単価
1	名古屋市	4,300	278
2	仙台市	4,561	290
3	神戸市	4,700	300
3	川崎市	4,700	320
5	さいたま市	4,800	298
6	北九州市	4,900	291
6	相模原市	4,900	295
8	千葉市	4,904	290
9	熊本市	4,961	295
10	福岡市	5,000	289
11	岡山市	5,101	317
12	大阪市	5,318	300
12	静岡市	5,318	325
14	広島市	5,373	300
15	札幌市	5,455	317
16	堺市	5,580	310
17	京都市	5,900	329
18	新潟市	5,912	348
19	浜松市	6,045	350
20	横浜市	完全給食未実施	
全市平均(本市を除く)		5,157	308

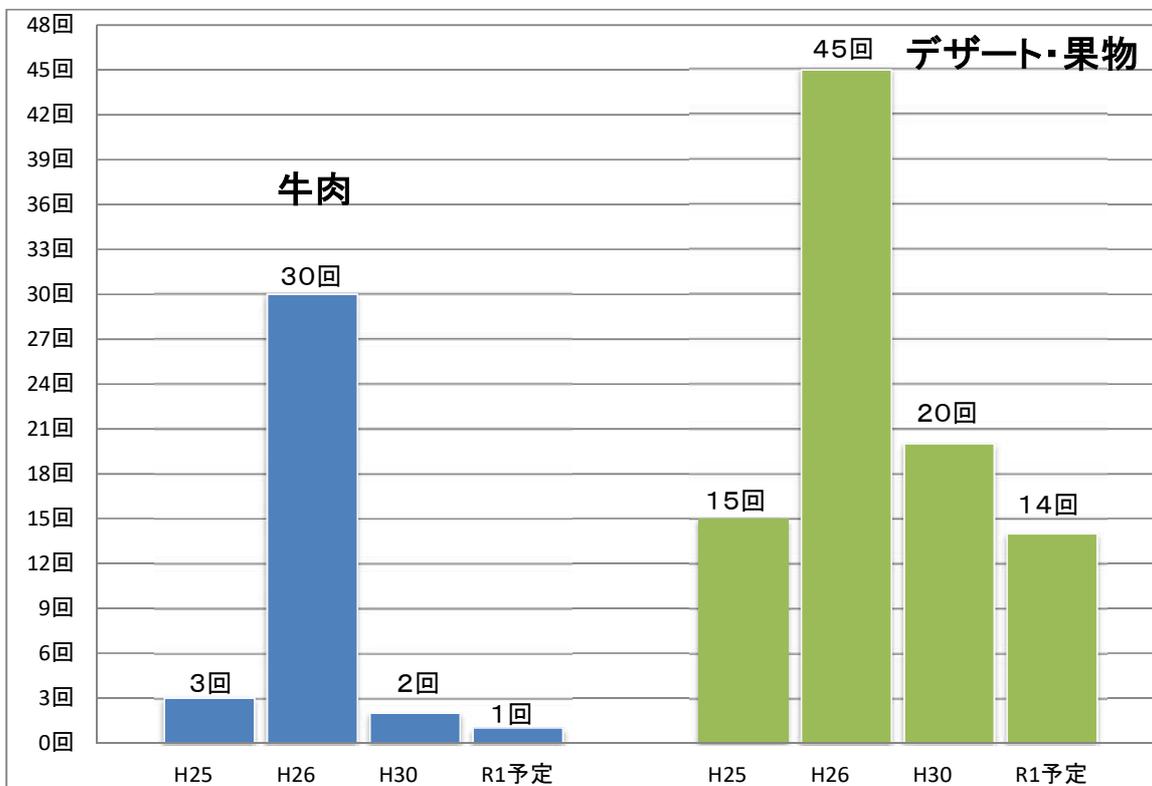
※参照資料:平成30年度指定都市学校保健・安全・給食主管課長会議 給食関係比較資料

※ 給食費(月額)について、

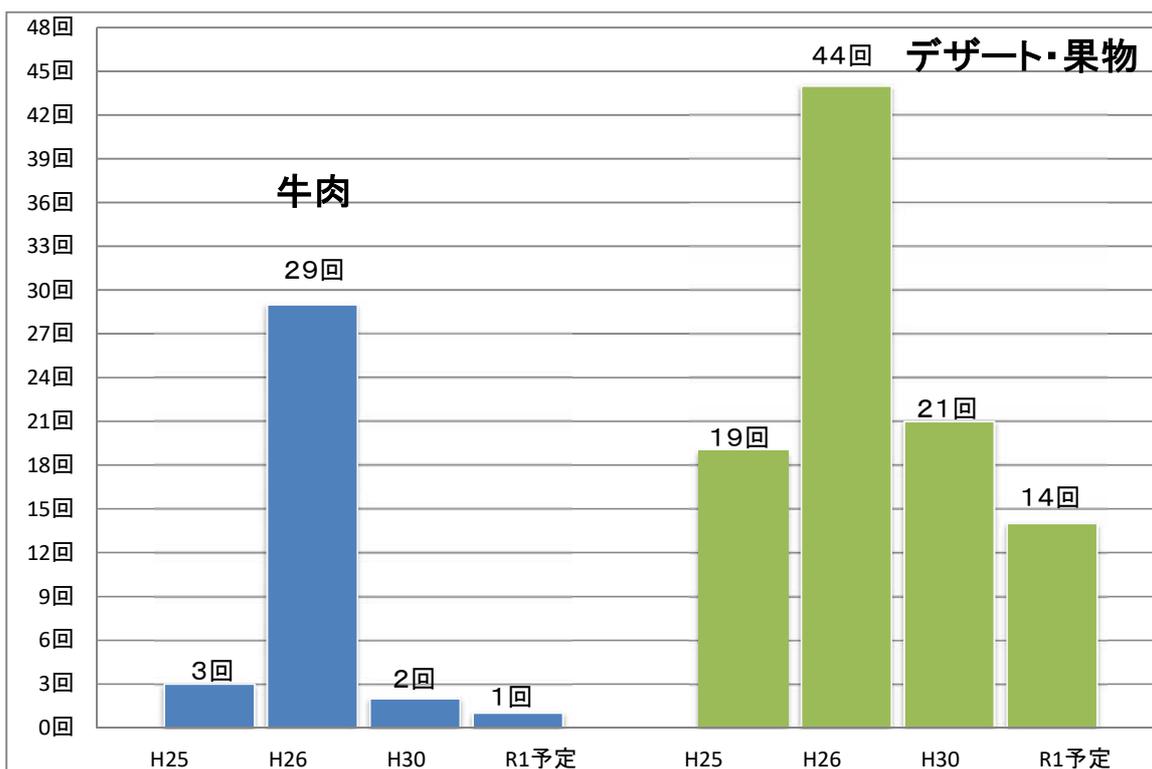
- ・札幌市では、月額を12ヵ月(他政令市は11ヵ月)で徴収しているため、年額から11ヵ月を割り戻した金額で掲載。
- ・当月の実施回数で徴収している政令市(仙台、千葉、浜松、大阪(中学校のみ)、岡山、広島、熊本)については、1食単価に年間実施日数を乗じて、年額を算出し、11ヵ月で割り戻した金額を掲載。

主な献立内容比較(平成25年度・26年度・30年度・令和元年度)

○小学校



○中学校



【北九州市学校給食審議会委員】

令和元年6月1日現在

区分	氏名	役職等	備考
学 識 経 験 者	村上 さとこ	北九州市議会議員	
	天本 祐輔	北九州市医師会理事	会長
	伊藤 宏之	北九州市歯科医師会理事	副会長
	白水 京子	北九州市薬剤師会副会長	
	貴志 倫子	福岡教育大学教授	
	安倍 ちか	九州栄養福祉大学准教授	
父 母 教 師 会	小森 潤一郎	北九州市PTA協議会会長	
	脇 文子	北九州市PTA協議会専務理事	
	清水 良江	北九州市PTA協議会副会長 (母親代表)	
	遠藤 誠一	北九州市PTA協議会副会長	
関 係 行政機関	佐藤 文俊	(公財) 北九州市学校給食協会理事長	
学 校 給 食 実 施 学 校 長	倉本 京子	北九州市立小森江西小学校長	
	本庄 裕子	北九州市立祝町小学校長	
	淵上 瑞恵	北九州市立沖田中学校長	
	諸藤 貴子	北九州市立引野中学校長	

*任 期 平成30年7月6日～令和2年6月30日

*女性参画率 66.7% (10人/15人)

北九州市学校給食審議会規則

昭和39年3月31日

教委規則第11号

改正 昭和40年9月10日教委規則第9号

昭和43年6月1日教委規則第21号

昭和44年7月10日教委規則第12号

昭和45年5月1日教委規則第14号

平成5年3月30日教委規則第4号

平成24年6月29日教委規則第5号

平成29年3月31日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和38年北九州市条例第97号)第3条の規定にもとづき、北九州市学校給食審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務組織および委員ならびにその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の企画および運営に関すること。
- (2) 学校給食の普及、発展に関すること。
- (3) 学校給食の指導方針に関すること。
- (4) その他学校給食に関して教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命または委嘱する。

- (1) 学校給食を実施する学校の校長
- (2) 父母教師会の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

(定足数および議決)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校支援部学校保健課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。